

凡 例

I 編集の方針

1 法学学習のための百科辞典として

法律を専攻する学生、公務員試験・司法試験その他各種試験の法律科目の受験者に必要な用語・論点を慎重に選定し、法学学習百科辞典としての役割を果たさせることをねらいとした。また、平明で具体的な叙述を心がけ、一般大学生の法学学習上の座右の書として、さらに、市民が日常生活の上で当面する法律問題の解決への指針としても、役立つように努めた。

2 項目選定の範囲

項目選定の重点は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいわゆる六法に加え、行政法、財政・租税法、労働法、国際法の10分野に置いた。また、現代社会生活において重要度を増している社会保障法、経済法、知的財産法、国際私法の分野についても一層の充実を図るとともに、基礎法学の分野からも重要な項目を厳選し、さらに、著名な学派・学者名・法諺(註)や事件名(判例)などを加えて、8572項目を取録した。

3 項目解説の基本的態度

- ① 項目の解説は、高い理論的水準を維持しつつ、抽象的記述を避けて具体的に例を挙げるなど、分かりやすい叙述を心がけたほか、解説の根拠となる法令や学説・判例をできる限り引用することとした。
- ② 各分野から法制度の根幹となる項目や講学上重要な項目を選定し、それらについては掘り下げた解説をすることによって、小項目主義にありがちな平板な解説に陥らないように心がけた。
- ③ 項目相互間の関連及び異同に特に注意を払い、相互に比較対照しながら、有機的・体系的な理解が得られるように配慮した。

4 記述形式上の特色

解説の長くなる項目は、段落分け等を行い、また適宜小見出しを付すなど、単に読みやすいだけでなく、一見して解説の要点が分かり、知識の整理にも役立つようにした。

5 図表の利用

解説中、複雑で理解しにくい箇所や比較対照することが望ましいと思われる箇所などには、図表を挿入して理解の助けとなるようにした。

6 基本法令用語

六法全書や官報等を読む上で、是非知っておきたい基本的な法令用語(168項目)を網羅した「基本法令用語」を巻末に収録し、参考になる立法例や用例をできるだけ具体的に挙げて分かりやすく解説した。

7 索引の充実

巻末に各種の索引を付し、読者の検索の便を図った。「総合索引」は、項目名のほか、各項目の解説中にのみ出てくる用語等を検索語(索引項目)として加えるなど、利用価値の高いものとなっている。欧文略語及び収録図表の一覧も付した。また、解説中に多数の外国人名、判例が引用されているところから、「外国人名索引」、「判例年月日索引」を設けた。

8 項目の選定及び解説の基準日

項目の選定及び解説の基準日は平成27年10月2日とした。

II 編集の形式

A 項目の配列

1 五十音順による配列

現代仮名遣いによる五十音順の配列とし、次の方針によった。

- ① 国語の長音は「う」で表し、その順序による。片仮名で表す外国語の長音は長音符「ー」で表し、これを無視した順序による。
- ② 促音は「っ」で表し、その順序による。

2 2通りの読み方がある項目

読み方に2つの慣用がある項目はそれぞれの順序に掲げ、どちらからでも検索できるようにした。

3 複合項目

複合的な項目は、最初の言葉のみの音順によった(例:「更正・決定」は、「こうせい」の位置に配列)(なお、下記C-1参照)。

B 項目の記述

1 使用漢字・仮名遣い

- ① 常用漢字・現代仮名遣いによる。常用漢字以外の漢字及び読み誤られやすい漢字には、原則として読み仮名を付した。
- ② 読点は、法令名・引用文中のものも含め、すべてコンマ(,)で統一した。

2 法令等の扱い

① 法令名項目の効力表示

法令名を項目とする場合、その法令が効力を有しているときは原則として解

説の冒頭に法令番号を掲げ、その法令が既に廃止・失効しているときは解説中の括弧内に法令番号を掲げて、両者を区別した。

② 解説中に引用する法令名等については、次の方針によった。

イ 原則として、正式名称による表示とし、法令番号を掲げた。

ロ 引用法令が法令名項目として採用されている場合(亀甲の括弧内に引用する場合を除く(下記ハ参照))は、アスタリスク(*)とアポストロフィ(')を付して法令名項目であることを示し(下記C-2「アスタリスク」参照)、法令番号は省略した。ただし、当然に法令名項目である日本国憲法、民法、商法・会社法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいわゆる六法については、アスタリスク等も省略した。

ハ 亀甲の括弧「〔 〕」内に法令名・条文を引用する場合

a 法令名

i 「総合略語一覧」に掲げられている法令については、その略語による表示とし、法令番号は省略した。

ii 法令の略称名を項目とするものの解説中に当該法令を引用する場合には、その略称名による表示としたものがある。また、一部改正法や整理法等については、正式名称を適宜省略した表示とし、法令番号を掲げた。

b 条文

i 同一法令の条文はナカグロ(・)で、異なる法令の条文はコンマ(,)で区切った。

ii 条数はアラビア数字で、項数は①②③…、号数はⅠⅡⅢ…で示した(例:民450①②は、民法第450条第1項第2号の意)。また、附則は「附」、柱書きは「柱」、前段は「前」、後段は「後」、括弧書きは「括弧」、ただし書は「但」とそれぞれ省略した表示とした。

iii 連続する3つ以上の条・項・号を引用する場合は、その中間にあるものは省略し、「～」の表示とした。

iv 枝番号のある条数については、片仮名の枝は平仮名で表示した。

ニ 条約名中の漢数字による年月日はアラビア数字に改めた。また、国際連合総会決議には、括弧内に決議番号と会期を示した。ただし、当該決議が項目として採用されている場合は、アスタリスク(*)とアポストロフィ(')を付し(下記C-2「アスタリスク」参照)、決議番号と会期は省略した。

3 判例の扱い

① 判例を対象とした「事件名項目」には、解説中に必ず当該判例の判決等年月日と出典を織り込んだ。なお、判決等年月日と出典の表記に用いた略語については、別記「総合略語一覧」を参照されたい。

② 特定することが可能な引用判例については、原則として、括弧内に判決等年

月日と出典を掲げた(なお、通称としての「事件名」のある判例には併せてこれを付記した)。ただし、当該判例が事件名項目として採用されている場合は、その事件名項目を参照する旨指示し、判決等年月日と出典は省略した。

4 人名・書名の扱い

- ① 人名を項目とする場合にはすべて生没年を掲げ、外国人名であるときは、併せて原名(姓(surname)・名(christian name)の順)を付記した(下記5-①参照)。
- ② 解説中の人名は、それが人名項目となっている場合はアスタリスク(*)とアポストロフィ(')を付し(下記C-2「アスタリスク」参照)、生没年(及び原名)は省略した。それら以外の人名については、原則として①と同じ扱いとし、生没年(及び原名)を直後の括弧内に掲げた(ただし、原名については、名・姓の順とした)。なお、人名によっては生没年(及び原名)を省略したものがある。
- ③ 書名についてはすべて発行年を付記した。なお、外国書名は日本語訳名のみを掲げた。

5 外国語の扱い

- ① 外国語項目(外国人名項目を含む)は、原則として、一般に慣用される読み方に従って片仮名で表示し、原語を付記した。
- ② 外国語には、**国** **国** 等の形でその母国を表示したが、前後の記述からその母国が明らかと思われる場合には省略した。
- ③ ラテン語のjは、原則としてiに統一した。

C 項目相互の関連

1 複合項目

相互に特に密接に関連する言葉については、それぞれをナカグロ(・)でつないで複合的な項目とし、一括して解説した(例:「一般法・特別法」「有限責任・無限責任」)。なお、この場合は同時に、後者の言葉(例:「特別法」「無限責任」)についても参照項目として採用し(下記4参照)、該当箇所に掲げて検索の便を図った。

2 アスタリスク(*)

ある項目の解説中に出てくる言葉「○○○○」が、別に項目として採用されており、かつ、その項目の解説を参照することが、ある項目の理解に便宜であると思われる場合には、*○○○○'のように、アスタリスクとアポストロフィを付して参照する旨指示した。

3 矢印(⇒)

- ① ある項目の解説について、特に他の項目「○○○○」の解説を参照することが望ましいと思われる場合には、⇒○○○○'のように、矢印とアポストロフィによって参照すべき項目を示した。
- ② 矢印の位置

イ 項目全体に関連する場合は、解説の最後に掲げた。

ロ 解説中のある言葉又は記述に関連する場合は、それらの直後の括弧内に掲げた。

ハ 段落に分かれている項目の場合、個別の段落に関連するときはその段落の最後に掲げ、また、すべての段落(項目全体)に関連するときは最後の段落の次の行に1字下げて掲げた。

4 参照項目

参照項目(項目名の後に、矢印(⇒)と他の項目名のみがあるもの)については、矢印の後に掲げた項目の中で解説した。なお、本文中の項目としては採用せず、索引の検索語としてのみ採用した「索引項目」がある。これについては、巻末「総合索引」を参照されたい。

III 略 語

1 総合略語一覧

本辞典で使用した法令名・法令形式・判例集・裁判所等の略語については、別記「総合略語一覧」による。

2 旧法・旧規定の表示

- ① 法令名(略語を含む)の前に「旧」とある場合は、旧法令を示す(例：旧民法は、旧民法の意)。
- ② 法令名の次に「旧」とあつて条数等が掲げられている場合は、削除されたか改正前の条文であることを示す(例：民旧 208 は、民法第 208 条旧規定の意)。

IV 索 引

巻末に「総合索引」(附属：欧文略語一覧・収録図表一覧)、「外国人名索引」(欧文)及び「判例年月日索引」を付した。

第 189 回国会(平成 27 年)提出の「民法の一部を改正する法律案」(閣法 63 号)は 2016 年 1 月 1 日現在、未成立だが、その重要性に鑑み、本辞典で解説を加えることとした(法案提出の経緯等については「債権法改正」の項目を参照)。本書中「債権法改正(案)」とは、上記改正(案)のことを指す。また、同改正後の民法は「民案〇(条)」と略記した。